

4. 手当・年金等について

7) 特別障害給付金

特別障害給付金は、国民年金に任意で加入できた期間に任意加入をしなかったことにより、その期間内に初診日(初めて医師の診療を受けた日)がある障害について、国民年金の障害基礎年金を受給できなかった障がい者の方のために、年金制度とは別の福祉的制度として、平成 17 年 4 月から創設されました。

《国民年金に任意加入できた期間とは》

1. 平成 3 年 3 月以前に学生であった期間
2. 昭和 61 年 3 月以前に厚生年金や共済組合等に加入していた方の配偶者であった期間。

《対象》

上記 1. または 2. の期間中に任意加入をしていなかったが、その期間内に障害の原因となった病気やけがの初診日(初めて医師の診断を受けた日)があり、障害基礎年金 1 級あるいは 2 級と同様の障がい状態にある人

詳しいことは担当にお問い合わせ下さい。

**【担当】洞爺湖町役場 住民課住民・戸籍年金グループ 電話 74-3002
室蘭年金事務所 電話 0143-50-1005**